

予算常任委員会教育民生分科会  
教育民生常任委員会

(令和2年5月22日)

○ 竹野兼主委員長

ただいまより予算常任委員会教育民生分科会を開催します。

当分科会ではインターネット中継を行っておりますので、マイクに近づいての発言にご協力いただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴なしといたしますので念のため連絡をいたします。

それでは事項書に沿って進めさせていただきます。それではこれより、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）に対する附帯決議への対応状況についてを議題といたします。まず、部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 川北こども未来部長

こども未来部川北でございます。本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、認定こども園整備事業費附帯決議への対応状況についてのご報告、並びに過日新聞報道もなされましたが、少年自然の家指定管理者への対応について、この2点についてご報告させていただきます。どうぞよろしくようお願いいたします。

○ 竹野兼主委員長

それでは資料の説明をお願いいたします。大西課長。

○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課、大西でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。まず、タブレットでは02休会中（5～6月）、05教育民生常任委員会、001こども未来部（予算分科会資料）をお開きください。

よろしいでしょうか。

資料3ページ、24分の3をお願いいたします。

認定こども園整備事業（神前地区関係部分）に対する附帯決議への対応状況についてご説明させていただきます。

去る2月定例会議会におきまして、附帯決議として、執行に当たっては認定こども園整備に係る地区住民、保護者の共通認識を高め、幼児教育を確保すること。また、人権教育

の視点に基づいた就学前教育・保育の継続的な推進をすることと附帯決議を頂いており、その後の取組経過につきましてご説明させていただきます。

資料は3ページの冒頭の部分でございます。

当初、地元説明会の開催を、コロナの感染拡大防止対策を講じた上で、神前小学校の体育館をお借りして4月20日に開催することとし、4月6日に開催案内の組回覧をお願いし、また、4月7日には、幼稚園、保育園の保護者に配付したところであります。しかし、その後、4月10日に三重県の感染拡大防止阻止宣言を受けまして、4月15日から5月6日までの市立小中学校の臨時休業が決定したことから、説明会の開催は中止といたしました。そのため、説明会という形式での実施に変え、市民により共通認識、ご理解を深めさせていただくことから、認定こども園整備に係る資料の全戸配付を4月10日からさせていただきました。その全戸再配付の資料につきましてでございます。

ページを送っていただきまして、資料7ページ——24分の7ページでございますが——資料7ページをお願いいたします。

神前地区の住民の皆様へと題した資料でございますが、7ページ真ん中辺りでございます。附帯決議に至る経緯といたしまして、再編整備に関し、附帯決議として、整備に係る地区住民、保護者の共通認識を高め、幼児教育を確保するといった説明を案内文に記載させていただいております。

そして、説明会という形式での実施に変え、市民により、共通認識、ご理解を深めさせていただきたいことから、認定こども園整備に係る資料の全戸配付とした意図を明記させていただいております。

ページとしまして、10ページをよろしくお願いいたします。

10ページには、配付資料と題しまして、今回お送りさせていただきました各資料の説明文をつけておりまして、認定こども園はどのような施設なのかといった資料1、整備内容はどのような内容であるか、配置図、平面図が資料2、そして、去る1月の説明会におきまして、この4月から、どのような保育内容で保育を実施するのかといったところから、保育内容を教えてほしいといったご質問があったことから、その説明資料を資料3といたしまして配付をさせていただいております。

また、資料10ページの半分より下の部分でございますが、今までの当地区の取組経緯を明記しており、最後の下から3行目の部分でございますが、改修整備の実施に当たっては、今後も地域の皆様との共通認識、ご理解を大切にしながら進めていきますとさせていただ

き、また、人権教育に関しまして、これまで培ってきた人権教育、その視点の理解と認識の下、就学前教育、保育の質の維持、向上に取り組んでまいりますといった市の今後の考え方も記載させていただいた上で、全戸配付をさせていただきました。

以上の資料をもって、去る4月24日の金曜日を締切りとさせていただき、意見募集をさせていただいたところでございます。その意見をまとめさせていただいたものが、資料、戻っていただきまして、再度、資料3ページをお願いいたします。

資料をご覧ください。意見といたしましては、13件の意見を頂戴いたしました。その13件を大きくは六つに分類させてもらっております。

まず——ナンバリング、資料左側にしてありますが——ナンバー1から6番でございます。こちらは、明確な賛成意見であると理解をさせていただいております。

例えば1番でございますが、早急に認定こども園を実現させてください。あるいは5番でございます。園庭が広くてよいこども園になる、6番は、一体化のこども園と子育て支援センターができるのですねとなっております。そして、次に7番でございます。こちらは、単独のくくりとさせていただいておりますが、認定こども園は賛成だが、防犯対策はしっかりしてほしいとの意見でございまして、防犯カメラを複数台設置することなど、市の考え方を示させていただいております。

そして、次の8番は、今回のこども園化により、通学路を移設させますが、工事中の通学路、あるいは工事完了後の通学路が不明とご意見を頂戴しております。これに関しましては、資料6ページでございます。別添に通学路の参考図をご用意させていただき、回答させていただいております。

続きまして、意見のほうですが、9番から11番は、現在のコロナウイルスに関する心配事を頂戴いたしております。計画どおり、夏休みの期間に小学校舎が借りられるのか、保育園児は安全に過ごせるのかといった内容でございます。

市の考え方といたしまして、現在も教育委員会、あるいは小学校側と協議させていただいており、双方に支障が生じないよう連携をしております。

また、12番は、こども園化した後の教育認定のお子さんの預かり時間に関する事、また、13番は、こども園の改修後の駐車場の件でのご意見を頂戴しており、再度、ご説明させていただいた資料6ページ、通学路の図面に駐車場の位置と登園経路などを明記させていただいております。

以上の内容につきまして、市の考え方を示したものを、去る5月1日から組回覧にて

対応させていただいており、住民の方々に拝見していただいている状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

#### ○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

報告に対しましてご質疑ありましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

#### ○ 荒木美幸委員

お願いいたします。説明ありがとうございました。

新型コロナの状況などがある中で、様々大変ご苦勞していただきながら、また、対応していただいたということにつきましては、本当に感謝を申し上げたいと思います。

附帯決議がついていますので、その対応状況ということで、今回、説明会が持たれていると理解をしています。

その上で何点かお聞きをしたいと思いますが、大きく2点、一つは、意見の中にも少しご不安があったような夏休み中の工事期間中の対応について、もう一点は、意見収集そのものについてお聞きをしたいと思っています。

まず、夏休みの工事期間の対応についてなんですけれども、まず、小学校の夏休みが短縮される中で行われる工事ということになるかと思っていますけれども、具体的にどのような工事がこの期間中に行われるのか、教えてください。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

保育幼稚園課、大西でございます。

荒木議員のほうからは、夏休み期間中に行われる工事についてご質問いただきました。

当工事ですけれども、7月下旬から工事予定でございますが、夏休み期間につきましては、保育園舎の内部改修工事、そして、保育園の屋根かやぶき工事、園庭の遊具の撤去工事を集中的に行う予定をしております。

以上でございます。

#### ○ 荒木美幸委員

ということは、物すごい大がかりな工事が行われるということではないという理解でよ

ろしいでしょうか。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

保育園におきまして、今申し上げた工事を集中的に行うという予定をしております。

#### ○ 荒木美幸委員

ご意見の中には、工事中のご不安もありましたので、もちろん万全の準備をしてやっていただくんだと思いますけれども、より近隣の方のご不安をあおらないように、しっかりと工事においてより養生をしっかりとさせていただくように、工事関係者の方々にもご指示をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続いて、一番ポイントになってくるのは、工事期間中、学校との調整ですね。夏休みが短くなる中で、7月の後半、学校が運営されていく、再開されている状況ですし、それから、8月ですね。本来、通常では夏休み期間である7月の後半と8月の後半と。

それから、先ほども新型コロナの対応のところで、教育長から、8月の頭に補習授業が行われるというようなご説明もありましたので、そういった中で、こちらの調整ですね、学校との。保育環境をしっかりと守るための調整がどのようなになっているか、教えていただけますでしょうか。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

荒木委員のほうからは、保育園が夏季休業期間に小学校に移動して保育運営を行う。一方、小学校のほうにおいては、新型コロナの影響から夏季休業期間が短縮されたりすると。その間での学校と、実際、保育運営との調整はどのようなものかといったところでご質問を頂いております。

神前小学校を夏季休業期間中にお借りするに当たりましては、教育委員会、そして、神前小学校と協議を行い、お借りする場所ですね、我々が。普通教室のない中校舎1階東側と普通教室のない南校舎の一部をお借りすることができまして、保育運営を行うに当たって、学校運営に支障はないとしております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そうしますと、結論としては、ご意見の中にもご不安がありましたような保育園の運営について、この期間、支障はないという結論ということによろしいでしょうか。

○ 大西保育幼稚園課長

教育委員会並びに神前小学校との調整の中におきまして、学校運営に支障はないとしております。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

では、続いて、大きく2点目なんですけれども、意見の収集、地域の方に頂いた意見、13件頂いたということで今ご説明がありました。

ご説明のように、4月20日の月曜日に新型コロナの状況もありましたから、体育館というところを確保していただいて行う予定であった地元説明会が、緊急事態宣言になって、中止となって、全戸配付ということになったというご説明を今頂きました。当然地元ですから、連合自治会長さん等との協議が行われたと思いますけれども、意見収集が全戸配付になったという経緯について、もう少し説明をしていただけないでしょうか。自治会長さんとのすり合わせも含めてお願いいたします。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

荒木委員のほうからは、当初説明会予定だったものが全戸配付に変わった経緯を、地元の調整も含めて、要はご質問いただいたところでございます。

その点につきまして――冒頭の資料説明の繰り返しになるかも分かりませんが――当初4月20日にコロナ対策防止を講じた上で、神前小学校の体育館をお借りして4月20日に開催すると予定をして、4月6日、あるいは4月7日から開催案内通知をさせていただいたところでございます。

しかし、4月10日に三重県の感染拡大阻止宣言を受けましたものですから、市として、

この説明会を中止とさせていただいた次第でございます。

その中止を決定したことを受けまして、その中止に関しまして、当地区のこども園に関する地区住民の方々、あるいは保護者の方々の共通認識を高めるためにどうしたものかといったところで、検討委員会委員長、副委員長とも協議を行わせていただきまして、資料につきまして全戸配付を行い、そして、ご意見を頂戴するといったところで、今まで申し上げている方法におきまして、説明会に代わるものというところで実施をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

#### ○ 荒木美幸委員

そうすると、連合自治会であったり、検討委員会のほうとは、スムーズに全戸配付ということで合意をすることができたという理解でよろしいでしょうか。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

説明会は開かなかったものの、全戸配付の方法でといったことでの実施については、了承していただいた上で実施に至っているということで理解しております。

#### ○ 荒木美幸委員

分かりました。

大事なことは、配付に当たっては、やはり地域に漏れのないようにしっかりと配付をしていくということが重要かと思うんですけれども、配付については回覧で回したのか、あるいはどのような形で誰に頼んで配っていただいたのか、漏れはなかったのか、その辺についてお聞かせください。

#### ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

荒木委員のほうからは、全戸配付に関して、例えば漏れがなかったのかといったところでご質問を頂戴しております。

全戸配付の資料につきましては、資料7ページでございます。日付のほうは4月16日となっておりますが、地区市民センターにもお願いしまして、4月15日に連絡員の方々に地

区市民センターのほうに、広報よっかいち下旬号の配付とともに取りに来ていただいております。そして、文書日付のほうは4月16日となっておりますが、連絡員の方々のご配慮で、4月15日から全戸配付を開始させていただいております。

そして、全戸配付の資料がちゃんと届いているかどうかなんですけれども、当地区の連絡員の方が、全戸配付に要する日数に関しては、ほとんどの自治会が2日から3日、最大でも4日と聞いておりますので、意見募集4月24日としておりましたが、日数を要する自治会におかれましても、15日からの配付で最大4日、到着を19日とすれば、締切りまでに5日ないし6日の猶予はあったものと理解しております。

以上でございます。

#### ○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

広報の下旬号とともにということ、2日から3日、あるいは大きいところは4日間かけてということですね。連絡員さんに配っていただいたということですので、この連絡員さんは、地域でこういった活動でしてくださっている方ですので、信頼できる方々に配っていただいたという状況であったと理解をいたします。

ここからは私の意見ですけれども、この意見収集という形、4月20日に本当は説明会を行うところ、新型コロナの状況もあって全戸配付になったということで、頂いたご意見が13件、今ご説明いただいたように、6件が賛成で、大きく反対はなく、7件は工事や新型コロナの対応に対するご不安であったりとか、そういった内容なのかなというふうに読み取らせていただきましたけれども、いずれにしても、説明会から各戸配付に変わったということで、私は逆に説明会よりも、こういう形で全戸配付をして、意見を吸い上げることができたということにおいて、より公平性を担保できたのではないかという、私自身は所感を持っておりますので、しっかりと頂いたご意見を励行しながら、よりよいこども園の建設に向けて進んでいただきたいと思います。

以上です。

#### ○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

## ○ 中村久雄委員

4月20日に説明会が開かれなかったことは、本当に残念だったということを思います。

ただ、コロナウイルス感染症の拡大で緊急事態宣言も出た中で仕方がなかったかなと思いますけど、皆さんの13件の意見を見て、皆さん、説明の中で、議会の附帯決議がついて、その説明ですよと言っていますけど、資料を見させていただいても、我々が附帯決議をつけたところは、地域住民の人間関係を分断してしまったのではないかな。最初出ておった幼稚園舎を残してこども園化ということで、誰も、神前では反対していなかった。ただ、幼稚園舎を壊して、またお金をかけて一体化するのか。いやいや幼稚園舎を残したまま節約しながらこども園化しましょうよというようなところでもめていて、そういうところが論点であったというところが、なかなかこの資料だけでは読みにくいし、説明会が開かれておったら、誰かからそういう意見があって、説明会に出た人は、皆、共通認識を持ちながらだと思いますけど、この説明資料の、参考資料の地域の対応についてと、だ一っと書いてもらっていますけど、関係者じゃない人から見たら、何でこんなぎょうさん会議してという部分しかないのかなと。

地域の人の意見も、議会は何でこれに反対するのやと。何でこんな附帯決議をつけてまでこども園に反対するのやろうというふうな認識しか持っていないかなというふうなことを感じます。その辺、どうですか。私はそう感じてしまったんですけど。

だから、この資料だけでは論点整理が全然できておらず、附帯決議の意味がここには入っていない。

## ○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

中村委員のほうからは、資料の内容につきましてご質問をいただきました。

そして、配付資料につきましてでございますが、例えば中村委員がおっしゃった今までの件につきましては、タブレット上では、22ページ、23ページの資料として添付をさせていただきます。

そして、先ほど申しあげましたように、資料10ページにおきましては、今回、配付させていただいた資料の説明、そして、資料10ページ、半分より下につきましては、当地区のこども園の取組経過につきましてご説明を明記させていただいているところでございます。

附帯決議の部分につきましては、再編整備に関し、附帯決議として、整備に係る地区住

民、保護者の共通認識を高め、幼児教育を確保することといったところでの内容につきましては、説明文に記載をさせていただきまして、これらの資料を配付していることから、現状におきましては、この資料をもって、現在における説明会に代わるもの、そして、頂いた意見を組回覧させていただいておるといった状況でございまして、市といたしましては、説明会の開催は中止となりましたが、説明会に相当する役割は果たせたものと考えております。

以上でございます。

### ○ 中村久雄委員

だから、神前認定こども園を造るという説明会やったらそれでいいと思うんですよ。今回、これだけ議会でも附帯決議をつけたものですから、附帯決議で心配しておったのは、地域住民の分断や人権教育が遅れてしまうんじゃないかというところの心配であったわけですから、その辺の論点整理の部分、幼稚園舎を残す、残さない部分で、やはりそこから意見の対立があって、ここに至っているという部分が分からなかったら、なかなか地域の人の共通認識は、一方的な共通認識だけしかないかなというふうに思います。

ただ、この段に来て、これ以上遅らせることは根本から崩すことですので、ここからできることは、人権教育、幼児教育の確保、そういう部分をどういうふうにしていくかというのが肝かなと僕は思っているんですよ。

今回、新型コロナウイルスで自粛の中で、地域活動も物すごく疲弊していると。人権教育にも地域の人の協力を得てやっていかなあかん部分がたくさんあったわけですけど、その中で、地域の熱心な方が人権教育を進めていく推進役となってもらってきたわけですけども、この部分が、地域活動の、今まで市民協働といって四日市市が進めてきた部分が、今回、自粛ムードの中で大分遅れてしまうんじゃないかなという危惧を持っています。これは危惧ですけどね。だから、そういう部分で、公が担う部分がもっと増えてくるんじゃないかと。もっと公の部分を大きくしていくべきじゃないかなと思うのですが、ただ、今すぐ公の部分のマンパワーを上げることもできませんから、そういうことをしっかり念頭に持って事に当たっていただきたいというぐらいしか、私のところでは非常に不満ですけど、この段階に来ては何ともいかん。説明会をやっても、また説明会に行っても昔の話をぶり返すだけになってしまうことを考えますので、この段に来たら、この園舎で、いかに地域住民が今までのわだかまりを取って、人権教育、幼児教育が進められるかをし

っかりと、そういう念頭を持ってやっていただきたいという意見で、コメントだけお願いします。

○ 竹野兼主委員長

すみません、中村委員、人権教育の例えば維持向上と最初言われた、そののところがしっかりとやってもらいたいという部分についての答弁をとということによろしいですか。

○ 中村久雄委員

公の部分のウエートが大きくなると、大きくしていかなあかんと思うの。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

繰り返しになりますが、例えば資料10ページ後半3行でございます。

中村委員のほうから、公の役割といったところでご意見を頂戴しております。

人権教育に関する公の役割として、神前幼稚園、神前保育園の認定こども園化、公立の（仮称）神前こども園としての認定こども園化を計画しているところではございますが、人権教育に関しまして、これまで培ってきた人権教育、その視点の理解と認識の下に就学前教育・保育の質の維持、向上に取り組んでいきますといったところで、市の考え方も改めて記載させていただき、全戸配付の資料とさせてもらっております。

今日の説明につきましても、この点については、意思は変わらないというところでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

まず、従前から夏休みにかかったら、こんなことになりますよというスケジュールの資料があったと思うんですけど、それ、ちょっとまた提出していただけないか。それを見た上で幾つかお願いしたいんだけど、日程とか、無理をしてきて、最大限事務的に配ったから、これでいいだろうというのは行政側から見たあれで、今、中村委員が言ったように、議会側が附帯決議をつけたのも、声なき声を聞くのと同時に、それだけはやめてよという声を一遍みんなに届けたいということが主眼にあったと思うんですよ。

今回のこの件に関して、1700名以上の署名が集まったという事実もあるわけで、だから、そういったことを踏まえていくと、議会としても1700の署名が集まったということに対しては軽くないでしょうと。だから、やはりそれは丁寧な説明のやりようがあるでしょうと。

だから、これは施工が進んでいっても、きちっとその議論の内容と、こういったことが起きたことの研究は、みんなが腑に落ちるように、納得がいくようにしていくというのが議会の主眼であったので、新型コロナ騒動が終わったんなら、説明会はきちっと何度でも開いてやっていくということをしていただきたいというふうに思っています。

それと、人権教育に関わる部分のところ、説明文の中でも省かれているんですね。共通認識を高めというだけの話の世界であって、幼児教育の確保というんですけど、やはり人権教育というところに主眼を置いて、今回、説明会もしてほしいということも議会側が要求したと思っているので、そのこともされていないということですので、いま一度丁寧に附帯決議の内容を行政側には履行していただきたいと。新型コロナが収まったら、もう一度、そういったことの丁寧な対応はしていただきたいというふうに思います。

それと、これは荒木委員が言われておった事務的な手続や配ったことに対する手続的にミスがあったかどうかじゃなくて、現実問題として、急にこれが届けられてきたときに、幾つかの方々が私のところへ訪ねてきたんですよ。何で議会はこんなのをつけたんですかと。そこの中の説明は私なりにはしたんだけど、その説明がなかったんですよ。だから、何で、どこでどうなって、こうなったのかと。分かっている保護者の人たちは理解もしていましたし、あれですから、だから、今回、議会もある程度緩めて、コロナ対応さえできれば議会も開いていくわけですから、理事者側の方も住民説明会を、これから自治会活動もある程度再開していく中でいくと、幾つかやっていかなあかんということでやっていただきたい。

それと、小学校側と協議をしているという話もあったんだけど、実は、夏休み期間中にかなりかかる工事日程で説明されているんですよ。それは密集を招くことになることは間違いないことで、大丈夫です、大丈夫ですと言っていますが、今、神前でも半分ずつの分散登校をしたり、また何が起こるか分からないということではリスクがすごく高いんですよ。だから、非常にそういう意味では、三つの学校の大規模改修はそういう意味でやめたんだけど、これ一個だけは、逆に言うと推し進めていくというのは、地元住民にとっても情報が入っていない。これだけは何でやるんやろうって、みんな知らない。

あとの三つは、逆に言うと中止したんですよ、工事を。そこが物すごく不自然やなど

いうのは、神前の人は思っている。情報を知っている人は思っているんですよ。何で三つは中止になったのに、これだけは中止にならないのと、夏休みの関係で。

だから、そこらが非常に差別的な扱いやなど、神前だけはと。こう私は思っているので、そこらも含めてきちっと対応していただきたいと思います。

## ○ 大西保育幼稚園課長

川村委員のほうからは、小学校の大規模工事については、要は3件が先送りになっているといったところで、当地区の工事はなぜ行うのかといったところの辺りの説明が少し不足しているのではないかとといったところでご質問を頂戴しております。

教育委員会から説明があったように、教育委員会の3件の工事につきましては、実際に小学校の大規模改修工事、これが、小学校において実施される。そして、施工範囲の大半が児童の使用する部分に当たるため、今年度は中止として、次年度にお送りするといったことを聞いております。

しかし、神前地区に関しましては、保育園、幼稚園のこども園化の工事、要は、こども園化に伴う、この夏の部分につきましては、神前保育園の園舎工事に関しまして、幼稚園や小学校が夏季休業期間に、要は神前小学校において神前保育園の園児の保育を行い、保育園のほうで集中的な工事を実施する案件ということで、工事の内容からいっても、教育委員会の3件とは内容も違うといったところで理解をさせていただいております。

そして、当地区の工事の当該年度、この夏から始めるこども園の整備に関しましては、現在の神前幼稚園の園児が、4歳児が1名、そして、5歳児が2名であるといったところの現状と、既に神前地区の地元におきまして、説明会等において、令和4年4月のこども園の開園を目指すといったところはお示しさせていただいており、地域の未就園のお子さんを持つご家庭の方々への就学前教育・保育の将来計画に影響を及ぼすものといったところから、現在の計画において進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## ○ 川村幸康委員

だから、大西課長の見方と私の見方が違うわけで、それはそれで私の意見として受け取ってほしいということと、資料は出してくれるということやね。

○ 大西保育幼稚園課長

資料のほうは、荒木委員からもご質問いただきましたが、小学校の1学期の延長と夏季休業が短くなる期間と保育園の……。

○ 川村幸康委員

従来出してもらっておるときの資料でいくと、小学校が夏休みがぴしゃっとある間に入るということの説明の資料を保護者は持っているんですよね。私は持っていないんだけど、説明会をされたときの。その資料はどんなものを配ったのかを、私ら議会にも示してほしいなと思って。大きなこんなので、設計図と図面とで描いて、こうやって使うといったやつを。それを見ると全然影響ないことないと見えるらしいんですよ、もらっている予定でいくと。夏休みをうまく利用してしかできないと書いてあったもので、その資料を欲しいということです。それを頂けますねというので、イエスかノーかだけです。用意してもらえますか。

だから、予算常任委員会全体会が、もう一度あるでしょう。それまでにその資料を整えて、全議員に配っていただけたらなというふうに思っています。

○ 竹野兼主委員長

予算常任委員会全体会のところまでにその資料を欲しいという形よろしいですか。

今、もう一回確認させてもらいますけど、新型コロナウイルスの影響で、幼稚園が休校になる状況じゃない前に出ていたものが、地域の方のところに、そういうものがあるということですね。

○ 川村幸康委員

従来からの説明資料があるみたいですよ。

その内容が変わったのか、変わっていないのか見たいんですよ。

○ 竹野兼主委員長

そういう資料を求められていますけど、大西課長、いかがですか。

○ 大西保育幼稚園課長

大西でございます。

保護者に以前お配りしたものであることよろしいか。

○ 川村幸康委員

地域の住民説明会でも配ったらしいですね。

○ 大西保育幼稚園課長

地域住民の方々の説明会資料としてお出しした工程表につきましてご用意させていただきます。

○ 川村幸康委員

あとは、予算常任委員会全体会でもう一度意見は述べるところがあるのであれですけども、議会が附帯決議をつけてやったところでいくと、その説明が地域の中で入っていないんですね。

要は、今、大西課長が言われるように、ここに地区住民の皆様へという中にあるのは、附帯決議として、整備に係る地区住民や保護者の共通認識を高め、幼児教育を確保することなどが付されているんですけど、肝のところが入っていないんですよ、全て。これだけ読んだだけでは、なぜ議会が附帯決議をつけたのかというのがはっきり分かっていないので、その背景が分からないと、突然意見だけ言ってくださいと言っても分からないので、その背景には、例えば署名でこれだけ集められたとか、当初案がこういうことであったと。それをこういったことにしていくと。だから、皆さんで一遍共通の認識を高めて、そういうのをしてほしいということやら、過去からの人権の教育の拠点になってきたわけだから、幼児教育が。その辺を含めるとこういうことなんですよと。その辺、議会がきちっと危惧をして、地域住民に説明会を行政に要求をしたということですので、そこはしっかりと担保していただかないと、新型コロナだからもう終わったという話ではないのかなと思っていますので、再度、それはきちっと説明会をしていただくということをお願いしたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

川村委員のほうの認識と、行政側が附帯決議としてつけられた部分のところについて、

地域の共通認識を持っていただく、また、それと、人権教育の維持向上という部分をしっかりと附帯決議としてつけられたという部分の認識が、ひょっとすると、今の意見で言えば、川村委員が思っている部分とは少し違ったのかもしれない。ただ、子ども・子育てのほうについては、その部分のところは十分担保しているというような形での今回の報告であるという、その部分について報告があった、なかったというところは、しっかりと明確にしておかなあかなというの思っています。

今言われるみたいに、問題のところの意識が違っているところ、それから、計画のところでもどうも違うんじゃないかという、そういうところの部分をはっきりと確認したいと言われていいますので、今度の全体会のところまでには、それを出していただいて、全体の中で、どのような認識をお互いがしっかりと共有できるというのが最も重要かなというの思っていますので、そのところについての対応をよろしくお願いしたいと考えますけど。

#### ○ 川村幸康委員

だから、今回、ここまで議会でも時間をかけて議論をしてきた背景は何なのかといったところをきちっと押さえて説明会をしないといけないということなんや。そういうことなんや。だから、新型コロナでしたよ、20日にやろうと思っていましたよ。できなかったから、こうやってしまったよという話ではなくて、どこが一番肝で、一番大事にしてほしかったところかというのが、そっくりこれではそぎ落とされているもので、ただ、やったという事実だけは残っているだけの話やもので、それでは少し不十分かなと思っているので、以上です。

#### ○ 石川善己委員

もうほとんど荒木委員と川村委員のほうで、確認させてもらいたいなというところの質疑はしていただいたので、簡単に。

結果を見させていただいて、おおむね反対意見もなくというところで、期限もある話ですし、やっていかなきゃいけないと。当初予定されていた説明会が新型コロナの影響でできなかったというところはあるので、それは、川村委員がおっしゃってみえたように、進めながらも、説明会もそうですけど、共通認識を高めという附帯決議の文言があるので、最後完了するまで、共通認識を高めるための取組とか努力というのは並行してやっていってもらいたいなと思うところです。

でも、それ以外のところについては、皆さん、確認もしていただいて、ほぼ聞きたいところは、荒木委員と川村委員のほうで聞いていただいたので、並行してしっかりやっていってくださいねと。もうかかるからといって、附帯決議が完了したという取り方はしないでくださいねと。やりながらも一層高める努力を継続していただくことでというところで、お願いだけしたいなというところが私の意見であります。

#### ○ 竹野兼主委員長

答弁、先によろしいか。

#### ○ 川村幸康委員

石川委員はそういうふうに言っていただいたので、私は、今回の件で、神前の人々が反対しておった、賛成しておったという話の中で起こってきたことを、四日市市議会もどう学習して、行政もどう学習をして、そして、今後どうやっていくかということが一番大事だと思っています。これは何かと云ったら、行政が一丁目一番地に知らなアカンことは、ここが部長、大事なんです。行政の権限というのをどうやって捉えておったかということなんですわ。私も企業経営しているから、社長の権限が、社員に渡したら、社長であろうともその権限は取れへんのさ。それは行政マンとしては常よね、帝王学の。部長権限であっても、部長が課長に任したら、課長権限になったら、部長はそれを取り戻せやんよね。課長に任せたんだったら。それと一緒になんさ。だから、住民に聞くとか、住民に尋ねるといふことは必要なことなんだけど、耳を貸すといふことは。ただ、判断して決断をするのは、行政の権限でやるということが一番大事なんさ。

もう一つ、住民に聞けば、あれもしてほしい、これもしてほしい、古いのよりは、新しくなったらいいよねという判断なんや。行政の判断は何かと云ったら、いかにみんなが集めてきた血税を、いかに有効活用するかという法律で縛られた権限があるんや。そうすると、その上において行政がどう判断しやっていくかということが一番重要なわけや。

そうすると一個だけなんやわ。住民から聞いても、していいことは。

これは、あれもしてほしい、これもしてほしいとなってくるよりも、それだけはせんといてよとか、これだけはしてほしくないねといふことを行政はしたらアカンのや。例えば部落問題で言ったら、部落問題に対して、同和対策したらええやろうと。あれもして、これもして、あれもして、こういうふうにあなたらは思っておるけど、違うんや。部落の人

間やと、差別せんといてねということだけなんや、基本は。してほしくないことだけなんや。同和施策を打ってほしくはないわけや。差別せんといてほしいだけなんや。

だから、行政が一番分からなあかんのは、してほしくないことは結構まとまりやすいんや、地域住民の中でも。してほしいということは、あれもこれもって、10人おったら10人、100人おったら100人、意見が出るんや。そういう意味からいくと、今回の件でも、してほしくないねということで保護者がまとまったり、1700名の署名が集まったわけや。それに対して、様々なしてほしいことの要望というのがようけ出てきたら、それは結構出てくるんさ。だけど、一つにはまとまんわけや。だから、今回これでええ勉強してもらうけど、これもずっとこういうのは追求してあかないかんもんで、私は追求し続けるけど、してほしくないということをせんというのは物すごく大事なんさ。そこがきちっと行政が分かったらんと、無知やったもんで、今回こういう件になったんさ。

だから、これからでも幼稚園行政なり保育園行政をしていく上において、住民の保護者のニーズを問い合わせるのはええことなんやけど、してほしくないねとか、これだけは守ってほしいねというようなものがあるはずなんさ。それをきちっと認識して、その上で行政は進めていく。一般の地区住民と行政マンの違うところは何かといったら、あなたらは法律にのっとって仕事をするから、権限も与えられておるのや。一般の住民は、法律にのっとるのっとらんとか、権限がないんや、逆に言ったらな。だから、あれもしてほしい、これもしてほしいというのが出せるんや、自由に。それはそれでええのさ。だけど、行政には、法律で仕事をするんだから、権限も付与されている分だけに、権限の大きさによっては、非常に今回のようなケースを招くということを常に頭に入れて、行政は行動を取らなあかんわけや。これがずっと長引いておる一番の問題。これ以上あれやけど、だから、追及はずっとしていかなあかんや、これは。

## ○ 竹野兼主委員長

川村委員が言われる前の1700人という部分のところで、いろんなものが出てきたことによって長引いているけど、それぞれにいろんな形で行政側はしっかりと頑張って対応しているような状況にもあると。

今日は、求められた附帯決議の部分のところについての対応の報告ということですので、ご意見として承っておきたいと思います。

そして、すみません、私は、本来なら2年続けてのここのところにいるはずが、1年し

かおりませんが、先ほど石川委員が言われたみたいに、附帯決議の部分のところは、事業が始まったとしても、言われたような形のしっかりした地域の認識という部分のところは、そのまま放りっぱなしではあかんというようなことも思っておりますので、その点について、川村委員のほうからも、石川委員が言われた部分のところについてはというご意見がありましたので、そこについてはしっかりと行政側も対応していただきたいなというふうに委員長としてお願いをしておきます。

他にご質疑ございますか。

(なし)

#### ○ 竹野兼主委員長

ご質疑もないようですので、この件についてはこの程度とさせていただきます。

理事者の入替えがありますので、しばらくお待ちください。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、教育民生常任委員会としまして、四日市市少年自然の家前所長に関する報道についての報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

子ども未来課、西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、四日市少年自然の家指定管理者への対応につきまして、資料の説明をさせていただきます。

タブレットのほうは、02休会中（5から6月）、05の教育民生常任委員会、002の子ども未来部（報告事項資料）をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

資料の4分の1ページをお願いいたします。

四日市市少年自然の家の前所長——こちらは指定管理業者の元職員でございますが——こちらによります国の外郭団体委託金の私的流用につきまして、19日に議員の皆様には速報をまずご報告させていただいたところでございますが、今後、関係法令及び協定に基づきまして、当該指定管理者に対して事実関係や経理等に関する調査報告を求め、具体的な再発防止策を講じてまいります。

つきましては、現時点で判明しております事実関係や対応状況等につきまして報告をさせていただきます。

資料の1番でございますが、不適正事案の概要——こちらは、先日ご報告させていただいたところでございますが——事業名としましては、地域ぐるみで「体験の風をおこそう」運動推進事業委託事業ということでございます。

委託元でございますが、文部科学省の外郭団体であります独立行政法人国立青少年教育振興機構、私的流用が今回判明した金額につきましては、平成30年度分で委託料300万円、令和元年度で委託料270万円のうち、判明しておりますのが2か年で約200万円と。詳細につきましては、現在、機構の方と連携して事実確認中でございます。

なお、今回、平成30年度と令和元年度分で判明してございますが、平成27年度から平成29年度分に関しましても、機構委託事業における前所長の関与の有無について、機構が今後調査を実施中ということで伺っております。

大きな2番で、指定管理者への対応でございますが、まず(1)でございます。新聞報道がありました5月19日火曜日に、指定管理者であります西武造園株式会社にご責任者の来庁を要請しまして、翌5月20日水曜日に来庁しました西日本統括支店担当部長に対しまして、文書により、本件不適正事案に関する調査報告及び資料の提出を求めさせていただきました。

資料のほうも申し訳ございませんが、4分の4をお願いいたします。

こちらが5月20日付で、指定管理者に対しまして、資料の提出を求めた文書でございます。

こちらの2番目でございますが、調査の内容というところでございます。

今回、文書にて資料提出を求めました内容につきましては、一つ目、本件に係る経緯、二つ目として、事業委託金の交付を受けるに当たって、機構とやり取りした一切の書類、3点目としまして、こちらの指定管理者の元職員が、四日市少年自然の家において業務を行う際の管理体制、そして、4点目としまして、基本協定に基づく指定管理業務委託料の経理体制及びチェックの体制につきましてということで、こちらの文書による資料提出を求めたところでございます。

恐れ入りますが、資料のほう、4分の1ページにお戻りいただいでよろしいでしょうか。

下のほうの2番の(2)でございます。

こちらの事実関係につきましては、5月19日の報告資料で速報としてお知らせしたとお

りでございますが、市からの指定管理料については、次の項目を調査した結果、一切不正が行われていないことを確認してございます。

資料のほう、4分の2ページをお願いいたします。

こちらの表の1番でございますが、市からの指定管理料と、機構からの事業委託金の経理が混在していないかという点でございます。右側の結果をご覧くださいますと、指定管理料につきましては、指定管理者の本社経理部が経理事務を行ってございまして、市のほうに登録してもらっている口座に入金をしております。そして、今回の問題になりました国の外郭団体からの事業委託金につきましては、前所長が架空で立ち上げた実行委員会に対して、機構から入金されているものでございます。

2点目でございますが、指定管理料の執行について、少年自然の家の所長の権限はどのようかというところでございますが、右側をご覧くださいますと、人件費等を除く消耗品等、現場での必要経費については、少年自然の担当者が起案した支出伝票、請求書、納品書等の証拠書類を、少年自然の所長を経て、指定管理者の本社経理部に回付し、経理部が確認の上、決裁した後に債権者に対して口座振り込みを行ってございます。

3点目でございますが、指定管理料の執行に当たって、伝票や証拠書類等の手続が適正になされているかという点でございます。こちらは、定期的な現地確認や報告書等により適正に執行されていることを確認しております。また、平成31年1月に実施されました公の施設指定管理者監査におきましても、公の施設の運営に係る出納、その他の執行状況について、諸帳簿等の調査確認をいただいております。特段、経理に関する指摘事項はございませんでした。

3番でございます。機構への協力要請というところで、本件につきましては、今後、速やかに独立行政法人国立青少年教育振興機構と協力いたしまして、事実確認をしっかりと行ってまいりたいと考えてございまして、5月21日、昨日、機構の担当職員と、今後の調査について連携して対応を図っていくよう協議を行ったところでございます。

4番の今後の対応方針でございますが、指定管理者から提出される予定の調査報告書の下に、機構と連携して、まずは事実確認をしっかりと行ってまいりたいと考えてございまして、事実確認を行いながら、不正事案に対しては、コンプライアンスの観点から厳正に対応してまいります。現時点で、指定管理業務につきましては、市は、定期的な現地確認や報告書等により適正に執行されていることを確認しておりますが、指定管理業務以外に他団体から受託する関連業務についても、指定管理者に対して、不正を再発しないよう

指導させていただくとともに、具体的な再発防止策についても協議してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○ 竹野兼主委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

ご質疑はございましたら、挙手にてご発言を願います。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました。

今回のこの件は、指定管理料そのものではなくて、所長自らが立ち上げた機構の委託金というところで、非常に分かりづらいところのお金のやりくりによって、もちろんあつてはいけないんですが、不正が見えにくいところで起こったのかなと思っています。

まず、この所長なんですが、西武造園さんの前に小学館の時代があつて、その頃から引き続き所長をやっていたと思うんですけれども、何年間、所長というお仕事をされていたのか、教えていただけますか。

○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

こども未来課、西村です。

荒木委員からご質問いただきました所長の在任期間でございますが、平成25年度から、当時の指定管理者であります小学館集英社プロダクション、このときから所長ということで、引き続き平成30年度に指定管理者が西武造園に変更になりましたが、継続して所長ということでございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そうすると、やはり7年近くにわたって所長をやっていたらっしゃるということで、1枚目のご説明で、平成30年度と令和元年度で2か年で約200万円ということですが、平成27年から平成29年度分は調査中ということで、この期間にも同じような機構を通して

の委託金の事業を何件かやってきたということなんですね、これは。そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

子ども未来課、西村です。

機構のほう、現在、指定管理者である西武造園の報告、調査を受けて、現在、機構のほうは、平成27年度まで5年間遡って今後調査をされていくというふうに伺っております。

こちらの、まだちょっと全貌につきましては、そちらの調査結果等も見させていただきながらということになろうかと思えます。

○ 荒木美幸委員

それから、2ページ目の所長の権限はどのようなところの2番のチェック項目のところなんですけれども、人件費を除く消耗品等、現場での必要経費について、少年自然の家担当者が起案した支出伝票、請求書云々と書いてある。つまりここは、担当者と、そして、所長という、ある意味、ダブルチェックだったと思うんですけれども、委託料についてはダブルでチェックするという仕組みはなかったということですよ。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

ご質問いただきました点ですが、今回の問題になりました機構からの事業委託料につきましては、これは、前所長が架空で立ち上げた実行委員会のほうに機構から入金を受けたということでございます。

一方で、市からの指定管理料につきましては、委員がおっしゃっていただいたとおり、複数のチェックを経て、西武造園本社の経理部を介して、直接、相手方の口座に振り込ませていただいているということを確認してございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

じゃ、チェックの効きにくい委託料の扱いによって、今後どういうチェックを入れていくかというのを、今後の調査を明らかにしていただいた上で、仕組みをしっかりと構築していただきたいと思えます。

いずれにしても、こういうお金であって、分かりにくいお金ではあるけれども、市民から見たら、やはり市の公金をとということに、そういう印象を持ちますので、しっかりと管理監督をお願いしたいと思います。

以上です。

○ 竹野兼主委員長

他に。

○ 石川善己委員

ほぼ聞いていただいたんですけど、小学館時代のチェックはするつもりがあるのか、ないのか、その確認をまず一つ聞きたいです。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

子ども未来課、西村です。

一つは、まずは機構とはしっかりと連携して、協力して事実確認を行ってまいります。その中で、機構のほうも、現在、平成27年度から平成29年度の小学館時代の分も調査を進めていくということをお聞きのところ聞いておりますので、そちらにも連携をさせていただいて、事実確認に努めたいと考えております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

今回の件は、かなりある意味悪質やなと思っています。全く、要は実態のない事業を架空で立ち上げて、通常の業務でやっているところへ入ってくる補助であれば、本来の通り道のどこかで引っかけられるんですけど、全く今回実態のない事業で、架空の実行委員会を立ち上げて、そこへ送金をさせたという理解で間違いないですか。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

今お話しいただきました架空の事業ということでございましたが、実行委員会のほうは実態のないものでございましたが、事業自体は実施がされておまして、そちらの事業委託金の一部を私的に流用したということで確認しております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

事業自体はあったと。実行委員会だけが架空やったということですね。分かりました。

なかなか今回みたいなケースというのは、発見をするのも非常に難しいケースやと思いますが、なるべくこういうことがないように、よりチェック体制を取っていただいてというところをお願いして、終わります。

○ 竹野兼主委員長

川村委員、先に手を挙げられていました。

○ 川村幸康委員

一つは、分かりにくいのが分かったのは内部告発か何かなん。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

現在のところ、私どものほうでは、そのところは把握してございません。

○ 川村幸康委員

そこが分からんと、根本が分からんのと違うかなと思って。私らにこれを説明されても、一番のポイントやろうなと思って。もっと言うと、あなたからこういう説明を受けておつても、そんな事業をして、そういつてお金をつくっておるのやといて、実はそれ、何もなかったんですわという話の世界のやろう、これ。分かるわけなんやで、それが分かってきたというのは、どこで分かったかなと思って。

○ 竹野兼主委員長

今の話のところで言う、機構が今調査している、その内容で、実際にお金は流用されておつたという事実だけが分かったということですよ。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

まず、私どものほうは、指定管理者の方から報告を受けております。

そのときに、併せて委員長おっしゃっていただきましたように、今後、機構側のほうでも調査を進めていく予定であるということを知っていました。

市としましては、そちらの調査結果も見た上で対応を検討しなければいけないところですが、並行して、市のほうで確認できる部分を確認中であったというところがございます。

## ○ 川村幸康委員

だから、チェック項目で、市からの指定管理料と機構からの事業委託金の経理は混在していなかったとかいうことを言っているけど、それ自体も分からんわけやろう、これ。というのは、何でそんなことを言うかということ、全く実行委員会もなかったのをつくって、委託事業で委託費と言っておっても、それも分からんわけやろう、要は。

指定管理料も含めてやけれども、お金に名前は書いていないし、分からんわけやろう。どうなっておったのか。

例えば、出したに対しては領収書があるやろうし、あれにしたら、例えば伝票を切って、人件費なら人件費で、委託費で、これだけの人件費とあれで、もっと言うと、西村という名前を書いたり、川北という名前に委託費で、人件費代5000円なら5000円を払ったとか、そういうものや伝票が出てくるやんか。それによって分かるわけやろう、基本的には。

そうすると、そういったことをしたのか、していなかったのか。だから、もっと言うと、井になって、丸投げで、指定管理料で払っておるだけの話で、あとのその中のチェックまでは市は行き切れていないということになるやろうなと思ってさ。

そうすると、事業もあったんやけど、実行委員会で取られていったのが分かるというのが不思議なんやけど、逆に言うと。領収書か何かとチェックせな分からんやん、これ。普通、そうですやろう。そしたら、市役所でも委託料と払っておるけど、委託料の内訳というか、詳細は分かっておるの、一式委託料なの。

## ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

川村委員からご質問いただきました件で、まず、市からの指定管理料につきましては、資料の2ページでご説明させていただきましたとおり、複数のチェック、指定管理者である西武造園本社の経理部を経由して、直接、相手方の口座に振り込む仕組みでございます。お話しいただきました、今回問題となった国の外郭団体からの事業委託料のほうでございますが、こちらは、架空の実行委員会に入金を受け、そちらで事業を行い、一部を私的に

流用したというところで、今おっしゃられたところ、今、私ども、今回、文書で正式に提出を求めています。口頭で報告を受けておる中では、領収書等の偽造を行ったというふうに聞いております。

以上でございます。

#### ○ 川村幸康委員

やっぱり領収書はあって、それがおかしいというのが監査か何かで引っかかったということや。要は、そういうことがないと絶対分かんはずやなと思ってさ、さっきから聞いておって。

それやったら、それを最初に言わないかんわ。これだけやと、普通に一般論で考えたら分かるわけないんやで、それなら、やっぱり領収書の偽造や何かをしておったから、出しておっても分からんだというんならよう分かるけど。

#### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

おっしゃるとおり、詳細につきましては、先ほどご説明しましたように、指定管理者に対しては、文書による提出を求めさせていただいております。また、機構のほうにも今後協力して、事実確認にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○ 川村幸康委員

それで、大事なものは、教育の機関でもあるんやろうけど、フィールドがここにあって、四日市の場所で起こったということをどう見て、どうやっていくかということが大事やで、市の指定管理料は大丈夫やったんですわという話と違って、パッケージとして、少年自然の家で行われた行政の施設で、指定管理者で任せておるところがあったということをどう見るかやでさ。

この説明でも、四日市市は何もないよというんじゃなくて、ここのフィールドで起こった、四日市市で起こったということがやっぱり大事やわ。

だから、そういう視点で報告もせなあかんし、肝は、領収書の偽造までしておったということやで。それはちゃんと説明で載せやなあかんわ。

#### ○ 竹野兼主委員長

今、川村委員が言われたみたいに、四日市市という名前が出たことによって、市の大きなメンツというか、問題が、全国的にというか、そういうものがあつたということ、イメージが非常に悪くなったという意味合いで、行政側としてもしっかりとした対応をぜひお願いしたいと。

少し、今日、今説明を受けて思ったところなんですけど、国からの、要するに補助金300万円、270万円というところで、幾らかがその中で使っておつたんですよね。その中の、本来で言う、実行委員会を立ち上げて、会議費とか、そういう部分の領収書を勝手につくって、それを持っていったとか、そんなような感じの話なのかなあというふうに聞いていて思ったところなんですけど、そこはしっかりと調査して、はっきり分かつた時点で、また報告をお願いしていきたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

ありがとうございます。

委員長おっしゃっていただきましたように、まずはしっかりと事実確認をさせていただき、川村委員ご指摘のように、今後の再発防止策等、指定管理者としっかりと報告、事実確認を受けて、検討させていただきたいと考えております。

またしかるべき時期にご報告させていただきます。

#### ○ 中村久雄委員

しかるべき時期にまた報告ということですが、この所長さん、仕事もよくできる方なんかなというふうに思います。指定管理でありながら、ほかの団体から委託事業を取って、子供たちを喜ばせて、それでやった。それを、端から架空の実行委員会を立ち上げておる時点で、最初からこういうことをやろうという意図の下にやってきたんやわね。それで、評価もよかつたというのが実態なんかなというのがここから見られます。

確かに、川村委員が言われるように、どうやって分かるのかなというのが、だから、聞きたかつたのは、今後の対応方針で、具体的な再発防止策を協議していくということなんやけど、具体的な再発防止策って、なかなかイメージが湧かんのやけど、どういうイメージで今考えられていますか。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

こちら、まずは、事実関係をしっかり把握しないとイケない。こちらが第一だと考えておりますが、今、報告等を受けて、しっかり事実確認をした上で、その内容によって、その対応も考えていきたいということで、すみません、今、ちょっとその辺りしかお答えできず申し訳ございませんが。

○ 中村久雄委員

実際に四日市市という名前が出て、非常にイメージもあれなんですけど、ただ、指定管理者としていろんなことをして、いろんなところからいろんな事業を引っ張ってきて、子供たちを喜ばすということはいいことなので、あんまり縛りつけていくようなことになっても困ったものかなというふうな感じを持っていることだけお伝えして、終わります。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございますか。

○ 伊藤昌志委員

二つありまして、一つは質問なんですけれども、指定管理者制度そのもののことについても、大分できてから時間がたっているんですけれども、そういったことも改めて見直しとか、そういうことを考えているところはありますでしょうか。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

今は、まずは、繰り返しになって申し訳ございませんが、今回の事案の詳細を文書により正式に報告を受け、機構の調査にも協力して、まずは事実のほうをしっかりと把握し、その上で今後の対応について検討させていただきたいと思っております。

○ 伊藤昌志委員

あと、意見になります。

皆さんがお話しいただいたことがたくさん入っているんですけれども、指定管理者制度っていうのが20年も前になりまして、国が小泉政権のときなんです。民でできることは民ですという観点から指定管理者ができて、民のよさを生かすということだったんですけど、中村委員がおっしゃったように、民の知恵が逆の方向に行ったというような事象かな

と思います。私自身も、関係団体が毎年夏休みに利用させていただいて、所長さん、挨拶、毎回丁寧に、いないと電話がかかってくるぐらいなので、そういったところがあるのかなと思います。

やっぱり抑止方法は難しいかと思うので、そういう意味では、根本的に在り方というか、指定管理者制度を、もう一度、改めて何か洗い出しというか、今の現状ですね。NPO法人でも認定NPO法人というのができまして、架空の団体と、形だけしか残っていないところと、しっかりやっているところとすごい差がありますので、そういったことで、ぜひ前向きにいろいろご検討いただけたらと思います。

#### ○ 竹野兼主委員長

意見として伺っておきます。

#### ○ 平野貴之委員

伊藤委員の意見と重複するところがあるんですが、次回の報告もやっていただけるということで、そのときに併せて教えていただきたいんですけども、まず、「体験の風をおこそう」という事業で、いろいろ事業はされていたということで、どんな事業がされていたという資料をまた次回お願いしたいのと、あと、皆さんおっしゃっているように、前所長さんは、すごくいろんなことをされていて、結構地域の方々からも信頼が厚いところがあって、だからこそ、今回の報道を受けて、そういった人たち、結構ショックを受けていたり、また、人間不信になってしまうというようなこともおっしゃっていましたので、そういった方々の信頼を回復していくために今後どういう取組をしていくのかということも、また次回、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

#### ○ 竹野兼主委員長

その形で、次回の対応は可能でしょうか。

#### ○ 西村こども未来部参事兼こども未来課長

今頂いた2点でございます。こちらも調査結果を受けてということで申し訳ございませんが、頂いた意見のほうもしっかりと検討していきたいと思います。

○ 竹野兼主委員長

じゃ、よろしく申し上げます。

○ 川村幸康委員

これ、今調査したりしておるといけど、市の責任は何かあるの。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

本当に繰り返しになって申し訳ございません。こちらも調査結果を見て、まずはしっかり事実確認をさせていただきたいと。今後の対応については、その報告、事実を見てからということで考えております。

○ 川村幸康委員

事実は見るのやけど、もう今の時点で、指定管理者として、指定管理者を委託しておる行政として、主体的に。何か責任は発生しておるの、これは。

○ 竹野兼主委員長

要するに、指定管理者の方の部分のところの責任が何か入っているかということ。

○ 川村幸康委員

だから、行政が指定管理者を選定しておるわけやろう。それによって、私が聞いておるのは、指定管理者の制度のハンドブックがあるやん、大きな本。あれの中の行政責任ってあるやん。要は、みんなの税金を指定管理者に預けて出すんやで、行政としては、それは指定管理者の法の中で、制度の中で、こういったことが起こった場合、行政に何か責任はあるのか、ないのかというのは明確やろう、それ。法務的に。そこはどうなんやと思っさ。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

大変申し訳ございません。現時点では調査結果を見て、事実確認をした上でないと。

○ 川村幸康委員

違う違う。調査結果を見てどうのこうのじゃなくて、今の時点で、行政はこういったことが起きたときに、法的には責任が何か及ぶか及ばんか、別に調べやんでも分かることやん、今。今の時点で決まりがあるはずなんや、指定管理者の制度の中に。

#### ○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

これも調査結果を見てからの部分もございますが、市の関与がどこまでできたかとか、そのようなところも見てみないと、現時点では。

#### ○ 竹野兼主委員長

今現状として、市の本来出す費用面という部分のところについては、流用はされていなかったからというのが、まずそこはあるもので、今の答弁しかできやんということですか。

#### ○ 川村幸康委員

法ってルールやわな。初めから決まっておるわけや。指定管理者が決定すると。そうすると、今、調査結果を見て、こういうことが行われたと、流用が。指定管理しておる行政のほうには、そんなことしてもうたら困るわけやわな、相手先に。それに対して、調査内容を見てどうのこうの、云々かんぬんではなくて、今のうちにもある程度決まっておることがあると違う。例えば、詐欺や横領事件として市が対応していくのかとか。

だから、そういったことになると、初めからそんな調査をせんでも、こことこことこの可能性はありますよというぐらいは、今、私らにちゃんと言っておかなあかんのと違うのかなと私が思っただけで、それによって、指定管理者はどうするのかとか。

新聞にでかでかと載ったもので、みんなから聞かれたで、そうすると、四日市も黙っておくのかよという話が聞かれたでさ。調査結果を見るまでもなく、法で決まっておるはずなんや、これ。

#### ○ 渡部子ども未来課副参事兼課長補佐兼企画総務係長

子ども未来課課長補佐の渡部でございます。

今、委員からのご指摘があった点、例えば、こういった事例が起こったときに、市に告発義務があるのかとか、先ほどの、そういう件のお尋ねだと思います。

この点、うちの法務のほうにもしっかり相談をしております、まずは、法務からのア

ドバイスといたしましては、調査をしっかりすることで、市に被害があったのか、なかったのか。これをきちんと明らかにした上で、あれば、しかるべき対応を図るということでございまして、その点、補足をさせていただきたいと思います。

○ 川村幸康委員

ちょっと違うのやな。

○ 石川善己委員

多分、川村委員がおっしゃってみえるのは、要は、指定管理業務の委託者側として、今回の事件の責任が市にかかることはないのかという意味で言われておるんやと思うんですけど、その可能性があるのか、ないのかというところを聞かれているのかなというふうに思っているんですが。言っている意味は分かります。使用者責任がかかってくる可能性があるのか、ないのかということ、管理者責任というか。そういう意味で問われておるんやと思うんですけど、その辺、現状で分かっているところがあるんかということだと思うんですけど、分からんなら、分からんと今言ってもらったほうがええと思うし。

○ 西村子ども未来部参事兼子ども未来課長

その点につきましても、今も相談しながら協議しておるんですけど——本当に繰り返しになって申し訳ないんですけど——調査内容も見た上で、結果を見た上で、市の関与がどういった関与か、その辺りもしっかり見極めた上での検討をさせていただきたいということでございます。

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

○ 竹野兼主委員長

他にご質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、理事者の皆さん、ご退席ください。

これをもちまして、教育民生常任委員会を終了したいと思います。委員の皆さんは、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

インターネット中継を終了してください。

次回の教育民生常任委員会の開催日程についてをお諮りしたいと思います。

当委員会に付託されております、議案第7号工事請負契約の締結について（仮称）神前こども園改修工事につきましては、6月1日、先ほどもお話しされていましたが、月曜日の予算常任委員会全体会において、本日と同様に、こども未来部から、認定こども園整備事業費神前地区関係部分に係る附帯状況の報告を受けた後に、教育民生常任委員会を開催して審査をする必要があります。

つきましては、審査のための委員会を6月3日、委員会別議案聴取会終了後に実施したいと考えております。

また、委員会別議案聴取会を開催しないということもこれまでにはあったかもしれませんが、同日の午前10時からの開催を考えておりますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 竹野兼主委員長

ありがとうございます。

それでは、6月3日につきましては、委員会別議案聴取会、もしくは教育民生常任委員会を開催するということで確認をさせていただきましたので、どうもありがとうございます。

本日は以上となります。

他に、委員の皆様から何かご意見ありましたら。

（なし）

○ 竹野兼主委員長

なければ、以上で全ての事項が終了しましたので、分科会を閉じさせていただきます。お疲れさまでした。

1 7 : 1 2 閉議